

日野町議会第4回定例会会議録

令和7年12月定例会議

令和7年12月23日（第4日）

開議 10時58分

散会 14時15分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
厚生主監	山田甚吉	産業建設主監	柴田和英
教育次長	正木博之	税務課長	杉村光司
企画振興課長	大西敏幸	交通環境政策課長	小島勝
住民課長	増田武司	福祉保健課長	福田文彦
福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏	子ども支援課長	森弘一郎
農林課長	吉村俊哲	建設計画課長	杉本伸一
上下水道課長	嶋村和典	会計管理者	三浦美奈
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	生涯学習課長	加納治夫
生涯学習課歴史文化財担当課長	岡井健司	総務課主席参事	岡本昭彦

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第76号から議第92号まで(日野町農業構造改善事業施設(滋賀農業公園)の指定管理者の指定についてほか16件)について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第85号日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議について
- 〃 3 議第93号 財産の取得について(町道西大路鎌掛線用地)
- 〃 4 議員派遣について

会議の概要

－開議 10時58分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第76号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか16件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、令和7年12月定例会議総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る12月15日午後1時55分より、総務常任委員会を開催いたしました。委員全員と、執行側より、堀江町長、安田教育長をはじめ関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。

本委員会に付託の議案は4件であります。議員全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

議第80号、日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定についてを議題といたしました。

委員より、指定管理の管理者からスライド方式にしてほしいという要望書を提出されたと聞いているがどうお考えか。生涯学習課より、提出されたスライド方式の要望書については、指定管理料に、賃金水準の変動や物価変動によって指定管理料を支給する方式である。わたむきホール虹の場合は、人勸準拠で給与表が上がるようになっているため、それも見込みながら考えさせてもらった。

委員より、選定委員会のメンバーについて、施設利用者、代表町民に限る、また、施設利用者代表、町外に限るとあるが、この選定方法はどのようにされているのか。また、9月に使用料の改定をされたが、指定管理との関係はどうか。生涯学習課より、町内の委員の選定については、わたむきホール虹の方から、利用者の中から何人か選んでもらい、選定した。町外は、事務局では利用状況が分からないため、平等にご意見を頂ける方を選んでいただいて、大津の方を選定した。使用料改定との関係については、使用料を上げないと物価高騰に対応できないこともあり、最低限のラインで積算を行った。年間1,000万円弱の収入が見込まれたが、改定によって

2割増しの1,200万の収入見込みで決定を行った。

委員より、施設や設備の損傷について一定の基準があると思うが、直近で実施した工事内容と、その後どういった工事が予定されているのか。また、教育委員会の承認を得て変更することができますという内容が幾つかある。例えば、技術職の方のこれからの推移、住民サービス向上の観点から、休館日など、どのようなやり取りや要望があったのか。生涯学習課より、館が建ってから約30年たち、老朽化しているため、令和3年に外壁の補修工事や耐震改修工事を、令和4年に自動火災報知機の設備の更新を、令和5年には舞台機構設備の修繕工事を、去年は、樹木伐採、喫茶レインボーの空調機の更新工事を行った。現在、外灯のLED化の工事をしている。今後は、空調が老朽化しているので改修が必要になってくる。また、館内のLED化ができていない箇所があり、交換する必要があると考えている。技術職の継承等については、職員が6名ほど在籍し、若い職員が集まっており、スキルが高い。舞台音響や照明等は委託で業者をお願いしており、技術も高いと思っている。休館日については、今まで第4日曜日が休館だったが開館することになり、職員の休みがなくなるのではないかという議論をさせてもらった。指定休で平日休みを取得してもらうことで補い、住民サービスを向上させながら職員の休みはしっかり取っていくという形をされているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。質疑なく、質疑を終了しました。

次に、議第84号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。質疑なく、質疑を終了いたしました。

次に、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、会計年度任用職員の遡及について、町は、年度途中で働き方を調整されると、仕事に空白ができるため、新しい人を探さなければいけない等、事情は分かる。施設等が多い関係もあり、約300人の会計年度任用職員が働いておられるとのことだが、町として多くの会計年度任用職員の意向をまとめられたのか。また、今後、なぜ遡及しないのかとの意見が出た場合、どうされるのか。総務課より、全ての会計年度任用職員の意向を把握はできていない。いろいろな思いを持って働き続けておられる方がいると認識している。遡及適用しない考えは、会計年度間の雇用を安定させるのと併せて、正規職員で減額の給与改定があった場合も、会計年度任用職員の方については給与改定を行わず、1年間計画的に働いてもらえる環境を整備することが今の時点では望ましいと判断させていただいた。給与改定については、しないのではなく、令和8年度にベースアップを予定していることを説明させ

ていただく。

委員より、働く仲間として、同一賃金同一労働と言われている。直接、会計年度任用職員の方々に説明はされたのか。総務課より、現時点では説明していないが、令和7年度の変更理由について、全ての会計年度任用職員に文書で通知をさせてもらう準備を進めている。

委員より、給与決定を最終判断される基準、今の物価高騰も含めて、給与を上げつつも、町の実態も踏まえて対応していくという考えでよいのか。総務課より、人事院勧告に準拠した国家公務員の給与改定に倣って町職員の給与を決めるのが過去からの例になっている。日野町は労使合意を大原則にしており、給与改定案を労使で協議させていただいて、労使合意を得られた段階で、時期的に12月に給与改定を提案させていただいている。労使交渉の合意が最終の決定になっている。

委員より、労働組合とも同じような内容の協議があったと理解してよいのか。総務課より、内部でも議論し、他市町の状況も調べさせてもらった。こういう形でないと、課題がある中では難しいことを説明し、協議させてもらったとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を終了し、討論に入りました。

議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論として、同じように働いている中でこのような差をつけるのは納得いかない。たくさんの会計年度任用職員が関わっていることを正規職員も認識してほしい。三役も身を切るということで反対する。賛成討論として、労使で一定の協議は行われ、労働組合の代表と一定の合意を得た上で議会へ提出されている。本筋としては間違っていない。世間情勢を十分考えこの議案が出ているので賛成する。

ほかに討論なく、討論を終了し、採決に入りました。

反対討論がなかった議第80号、日野町町民会館わたむきホール虹の指定管理者の指定についてほか1件については一括採決を行い、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託がありました議案は審査が終了しましたので、町長より挨拶を頂きました。

暫時休憩の後、調査研究として、消防団幹部・班長との意見交換会の総括についてを議題として自由討議に入りました。

勧誘についての問題は、各地区の人口と、出ている団員のねじれが生じている。その整理が町として必要ではないか。消防団応援の店は、管轄は県だが、ホームページも更新されていない。町が働きかけてくれたらうれしい。年末特別警戒が2日間必要なのか。消防団が一生懸命警戒されているのに何も行かないのはどうかの声があった。団員の負担になっているのであれば改善しないといけない。その他、女性団員についてや、勧誘の際の資料と、家族に対する支援などの意見がありました。

意見交換を終了し、午後4時25分に委員会を閉会いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

12月16日午前8時55分より開始させていただきました。出席者として、委員全員と、執行側より、堀江町長、安田副町長、河野政策監、吉澤総務主監、柴田産業建設主監、農林課長、その他それぞれ各課の課長補佐、主任を交えて始めさせていただきました。

議第76号、日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を受けました。

委員より、令和5年度に老朽化調査をして機能診断を実施されたが、その後の修繕計画を教えてほしい。答弁として、機能診断を実施し、施設管理をしていただく株式会社ワールドインテックと老朽化などの情報共有を行い、今後の対策を検討している。施設管理者で修繕対応いただいた内容として、外壁塗装、また、屋根の修繕、内装の修繕など、5,000万円から6,000万円程度の経費をかけていただいている。

委員より、リスク分担表によると、修繕は指定管理者が行うことになるのか。答弁として、指定管理者で対応していただくことになる。ただし、施設の柱などの構造部分については双方で協議して行うことになる。

委員より、毎年事業報告が出されているが、前年度の結果を教えてほしい。答弁として、令和6年度の収入は2億4,300万円、支出は2億700万円、収支として3,600万円の黒字である。令和5年度は1,100万円の黒字でした。収入は、入場料や、製造、飲食、販売が主で、支出は人件費と原材料費が主な内容である。

委員より、入場者数の推移目標と施設周辺の道路整備体制はどのようにされているのか。答弁として、令和7年度入場者数の目標設定は26万人を掲げ、収入の予算見込みを立てておられる。イベント時の周辺道路の混雑状況はブルーメの丘側も想定されており、地域への配慮として、農道の通り抜けなどがないようにガードマン

を配置されている。

委員より、一時的に多くの車両が混雑し、管理者の責任も出てくると思うので、しっかりとした対応を頂きたい。入園者数の中で、日野町の町民の数は把握されておられるのか。分かれば教えていただきたい。答弁として、昨年の町民の入場者数は1万人程度で、近年のイベントの状況により増加傾向にある。

議長より、地区外から日野町に来ていただける大きなメリットでもある。例えば氏郷まつりと協賛するなど、町はもっと関わるべきであると考えている。願わくば50万人以上の入場者数があれば町の中の商工にも影響があるのではないかと思うので、官民協働で盛り上げるべきと考える。

他に質疑なく、次に、議第77号、日野町林業センターの指定管理者の指定についての質疑に入りました。

委員より、利用人数について、勤労福祉会館の貸し館がなくなった影響もあるのか。また、近年は、オンライン会議などにより利用者数は減っているのではないか。推移を教えていただきたい。答弁として、林業センターの利用については、コロナ禍で利用者数は減少した。現在はコロナ前に戻りつつある。林業センターには貸し出す部屋が3つあるが、令和6年度、619件、1日当たり二、三件程度の利用がされている。令和5年10月に勤労福祉会館のホールの利用ができなくなったが、閉鎖前の1年と閉鎖後の1年を比較すると、林業センターのホールの利用率は5パーセントを超えている。勤労福祉会館の影響の誤差範囲内と判断している。年間600回程度の利用のうち、約30パーセントが利用料を頂いている。70パーセントが行政などの減免団体です。

委員より、今後の推移の予測はされているのか。実績を見ると、今後も同程度で推移することを予測している。

委員より、林業センターでの林業の研修会などを行うなど、指定管理業務に関連して森林環境譲与税の活用は考えられないか。答弁として、森林経営管理制度を進める中で、滋賀県森林組合に相談業務などの一部委託や連携が想定されます。森林環境譲与税の趣旨から、町民や林業従事者向けの研修会などに対して補助することも考えられるため、必要に応じて滋賀県森林組合と協議し、実施を検討していきたいと考えている。

委員より、施設の長寿命化についての方向性を教えてほしい。また、法定点検はどうされているのか。2階は商工会が管理されているが、火災などの安全に関する連携はどのようにされているのか。また、借地料はどのようにされているのか教えてほしい。答弁として、指定管理の5年内に老朽化による大規模改修は予定していない。必要に応じて随時修繕により対応する予定である。消防点検や電気点検は指定管理料に含んでいる。林業センターは、1階が森林組合、2階が商工会として、

建築当初からそれぞれの登記がされていることから、賃借料は頂いていない。老朽化による屋根の修繕は森林組合と商工会が分担された経過がある。消防訓練は実施されていませんが、商工会と検討していければと考えている。

他に質疑なく、続いて、議第78号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定について、議題として質疑に入りました。

委員より、グリム冒険の森の利用方法について、町の考えを確認したい。例えば、やまのこ学習は町外の施設を利用している。滋賀県が当初2か所の施設を指定したが、グリム冒険の森は指定されていない。指定管理者仕様書に教育的利用を記載することで教育的施設として利用できないものか。答弁として、教育的利用について各学校長に伝えているが、利用の判断は学校がされる。利用されるよう、教育委員会と協議を進める。日野町の全ての子どもに利用してほしい思いもあり、学校や教育委員会へ働きかけたが、やまのこ事業は、学習指導要領に位置づけられた教育でもあり、学習内容が決められていることも加えて、インストラクターの問題もあり、グリム冒険の森での実施は難しい状況でもある。

委員より、子育てサロンでグリム冒険の森を利用させていただいたが、以前は遊具が使えない状況であった。現在はどのようになっているのか。答弁として、危険箇所を修繕し、現在は利用していただける。

委員より、近隣市町で類似施設はたくさんあるが、グリム冒険の森の特色を教えてほしい。答弁として、利用者から、職員の丁寧な対応がよかった、ロケーションがよいなどの声を頂いている。また、利用料金が類似施設より低料金で抑えられているところもある。

委員より、予約方法について、電話のみか、ネットでの予約は改善されているのか。グリム冒険の森の遊具について、町民の方に無料で利用できることがPRされていないのではないか。また、遊具点検はどのようにされているのか。答弁として、現状、電話予約のみである。ネット予約は手数料がかかるため、利用していない。遊具の一般利用について、指定管理者と協議してPRをしていきたい。遊具点検は毎年実施しているところです。

委員より、熊のリスク管理として、風評被害で経営に影響が出たときに企業補填は行うのか。答弁として、熊の風評被害に係るリスク分担について、グリム冒険の森とは協議ができていないところです。リスク分担の不可抗力に該当するかもしれないため、研究を今後していきたい。

委員より、利用状況について、年々減少している。体験施設の利用も減少傾向にあるのではないかと。グリム冒険の森の特色を指定管理者だけに任せるのではなく、町も協力していけばどうか。答弁として、令和6年度の木工体験施設の利用者は1,226人、令和5年は1,631人、令和4年は2,233人であり、減少傾向にある。

ほかに質疑なく、質疑を打ち切り、各案一括で討論に入りました。討論なく採決に入り、議第76号、日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか2件については、全員賛成により、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で、付託を受けました3件の審査が終わり、続いて5分間の休憩に入り、調査研究に入りました。町内商工業の現状と課題ということで、商工観光課の担当者の説明を20分間ほど受け、自由討議に入りました。

杉浦議長より、小さな店舗に光が当たる。具体的にどのようなものか。数少ないテナントと起業者のマッチングは誰がするのか。商店街の商店の意識調査はされているのか。答弁として、地域の核となる店舗に気づくことが大事であり、具体的な内容はお答えできませんが、町はその店舗などを中心とした地域に合った支援を行いたい。地域コミュニティが維持できる取組が必要であると考えている。事業承継のお話のあるところには、商工会や事業者と連携して訪問し、聞き取りを行っている。商店街などの店舗の意向については、商工会を通じアンケート調査を行い、今年度実施しているところでございます。

続いて議長より、空き家や空き店舗のマッチングを行うことは大事なことである。店舗に光を当てることは補助金を充てるなどあるが、どこまで支援ができるのか。抽象的ではないか。大事なことは町民が協力すること。啓発が大事である。この店舗がなくなれば、この地域が困る。車に乗れなくなってくるとそのような店舗が大事になってくるので、店舗が閉まれば地域が困るという意識づけが大切である。

委員より、商店で設備が故障したら店を閉めなければならないという状況もあると聞いている。設備の更新の補助はできないものか。答弁として、設備の更新の費用がないという悩みは様々あり、クリアできないから継続できないという意見もある。町と商工会で協議を始め、町に合った内容は何かを、協議を始めたところであります。

委員より、日常生活に必要な店舗が減少しており、町として力を入れてほしい。平和堂跡地など、にぎわいづくりとして考えていかなければならない。人が集まる何か足りないのではないか。答弁として、地域の中で核となる店舗は重要であり、コミュニティが生まれる。そのために何をすべきか、商工会や商工会員を踏まえ協議することが必要である。平和堂跡地についても地元意見をしっかり聞きながら検討していく。

杉浦議長より、議会が意見を行うことで、行政も何なりの改善をするよう動いている。市街化区域内の広大な遊休地の活用を行政が促すようにしなければならないと考える。

委員より、同業者は結束される必要がある。商工会では利害関係などがあり、そ

の役割が難しいと思うが、例えば町内に3店舗和菓子屋さんがあり、製造販売されている。それぞれが商品の売出しどころを紹介して、若い人がSNSで伝えていくと人気が出ると思う。商工会で難しければ町が応援して情報発信していくことができるのではないかな。

その他、大窪車庫周辺の閉鎖したテナントの利用、高校生の力を借りた事業、また、町での飲食店の頑張り、カフェの増などがあり、町外へのアピールがもっと必要ではないかとの意見もございました。

それぞれ意見があり、続いて、町内農業（米・日野菜除く）の現状と課題についてを話し合いましたが、時間の都合上、1件のみとなりまして、委員より、地場産品の購入については、今やっているフレンドタウン以外に、地元小規模店で購入するところはないのか。答弁として、購入先について、地元商店での取扱いが可能か、商工観光課と研究をする。

以上で、12時に調査研究を終わらせていただきました。いろいろご意見がございましたが、ただいま申しました意見を参考に、今後とも、商工観光課、また、それぞれ各関係課のご協力をお願いしたいと思います。

以上をもって、12時に産業建設常任委員会の会議を閉じさせていただきました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） それでは、令和7年第4回定例会12月定例会議厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会は、12月16日火曜日午後、13時55分より委員会室において、議会側より委員全員、執行側から、堀江町長、安田副町長をはじめ、政策監、厚生主監、総務主監、産業建設主監、福祉保健課長、上下水道課長、住民課長、地域共生担当課長、子ども支援課長と、各課の課長補佐、参事、主任の出席の下、委員会を行いました。

当委員会に付託された案件は9件であります。議案の説明については、先の全員協議会において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第79号、日野町勤労福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行いました。

委員から、勤労福祉会館の指定管理にあたって、賃金スライド制の導入についてという要望書を提出されたと聞きましたが、町の考えはという質疑に対して、地域共生担当課長より、賃金スライド制そのものを委託契約の中に入れているわけではないですが、今回の金額を設定するときには、町の職員の地域手当がついた関係で、地域手当を今回の5年間の中で計上しております、5年間ずっと同じ金額にしているわけではなく、そのときそのときに社協との協議をする中で、一旦決めた金額ではあります変更していることもありますと回答がありました。

ほかに質疑がなく、次に、議第81号、日野町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

委員から、避難訓練を毎年せよということですが、毎年避難訓練をしているのかということをお聞かせください。子ども支援課参事から、義務づけられており、実情としても毎月実施しております、幼稚園については年間2回以上となっており、現在は学期に1回のペースで実施しているという回答がありました。

また、ある委員からは、こども誰でも通園制度に興味があると思うので、利用するにあたって、周知の仕方をどのようにされるのかと質疑があり、子ども支援課課長補佐より、年明けにホームページや広報のほうで周知します、また、子育てLINEにおいても周知するように考えておりますとの回答でした。

次の議題として、議第82号、日野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

ある委員から、特定乳児等通園支援事業というのは、医療的ケアを必要とする子どもさんも受け入れるということになるが、日野町として受入れの体制の整備や実施についての考えはと質疑がありました。この質疑に対して、子ども支援課課長補佐より、医療的ケアの対応ができる看護師等の配置などが必要になりますので、令和8年度の人事採用等の中で検討していきたいと回答されました。

また、ある委員からは、特定乳児等通園支援に関する評価等は定期的に第三者評価を受けるということはどういうことかという質疑に対して、子ども支援課課長補佐より、特定事業者が事業を実施する場合、令和7年度までは子ども・子育て支援交付金で運営されていたが、令和8年度からは給付費に変わりますので、事業者が給付認定を受けるということになり、その事業者が給付費を受けるのに適当かを定期的に確認する必要があるので評価を受けてもらうことになるという回答でした。

次に、議第90号、令和7年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行いました。

ある委員から、保険給付の介護サービス費について、居宅介護、地域密着型介護、施設介護の各サービスは減額され、福祉用具購入費、介護サービス計画費が増額され、減額、増額された要因はと質疑に対し、長寿福祉課課長補佐より、在宅に係る福祉用具や、ケアマネに関する介護サービス計画給付など、予防の給付のほうが増えており、居宅介護サービス給付費等は減額しておりますと回答されました。

質疑終了後、各案一括で討論に入り、討論もなかったため採決をすることになりました。議第79号、日野町勤労福祉会館の指定管理者の指定についてほか8件について、一括採決しました。起立全員であるので、議第79号、日野町勤労福祉会館の指定管理者の指定についてほか8件について、原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会に付託されました9件の議案についての審査が終わり、町長より挨拶を頂き、調査研究はないので委員会を閉じました。

これをもって厚生常任委員会の委員長報告を以上とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、予算決算特別委員長 9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、令和7年12月定例会における予算決算特別委員会について報告いたします。

去る12月15日午前8時58分より、第1・第2委員会室において予算決算特別委員会を開会しました。

令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）を審査することとし、出席者は、議会側からは、委員全員と、オブザーバーとして議長に出席いただきました。執行部側からは、町長、副町長、教育長をはじめ、政策監、総務主監、厚生主監、産業建設主監、教育次長および関係する課長、参事の出席を頂きました。

はじめに、町長および議長より挨拶を頂き、その後、付託のあった1議案について審査に入りました。

審査を行うにあたり、執行側より説明を受け、質疑を行い、その後討論を行い、そして採決を行うことについて異議がないか確認したところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めました。

議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）の審査について、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、第1款・議会費から第12款・公債費までと、これらに伴う特定財源ならびに第2条、繰越明許費の補正のうち、該当する事業について、担当課長の説明を求めました。

説明の後、質疑に入りました。

委員より、緊急性が高いため給付という形での国の補正予算が多いと思うが、現金給付や税額控除、給付付税額控除の3点について、コストと業務の煩雑さ等の違いについて、および庁舎等施設管理事業の工事請負費の内容について質問がありました。総務課主任より、給付関係については、対象者の確認や支給事務等が多いということ、また、税務控除も、全てが控除できない場合、給付事務での対応となり、業務が増えるとの答弁です。また、庁舎等施設管理事業の工事請負費については、10月の国スポの開催に合わせて、皇族の方が役場庁舎で休憩されるため、特別室や町長室、副町長室の壁紙やじゅうたんを張り替えたほか、廊下の壁も塗り替えたとのことでした。また、総務主監からは、工事請負費の工事内容は、直前まで皇族が来庁される詳細な情報が分からなかったため、必要な予算を予算流用で対応し、施行したものであるとの追加説明がありました。

また、同委員より、庁舎管理に関して、夕暮れ時に庁舎から離れると足元が暗く見えにくいのが、確認はどうしているのかとの質問に、総務課主任より、夕暮れ時

など暗いときの対応は、職員の声を踏まえて照明を設置するなど対応している、また、庁舎周辺の外灯については、現在、漏電によりブレーカーを切って暗い状況であるため、業者に原因を調べていただき、早急に対応していくとの答弁でありました。

次に、別の委員より、小学校教育振興事業と中学校教育振興事業の寄附による備品購入費について、寄附者の意向に沿ったものか、また、中学校管理運営事業の需用費の電気代について、当初予算からどのような理由で78万5,000円の違いが出たか、さらに、また、学校給食事業における米の購入は年間契約で購入するのか、スキームを教えてほしい、また、米価が値上げされるのは特定の業者だけなのかとの質問に対して、学校教育課課長補佐より、寄附については、子どもたちのためにとということで毎年業者の方から頂いている。近年、寄附は小学校費に充てていたが、今回は中学校費に充てるというものであり、いずれも寄附者の意向の範囲内で対応しているとの答弁でした。また、中学校の電気代は、昨年度と比較して、夏場に毎月10万から15万ほど超過している、このままでは予算が不足するため計上したとのこと。米価については、新米が取れる10月にJ A等の町内業者と金額を決めている、当初予算では1キロ当たり542円で計上していたが、今年4月には594円に、10月には777円まで上がっている、なお、米はJ Aや町内業者から調達しているが、米価は全て統一しているとの答弁でした。

別の委員より、歳入の町たばこ税で、たばこを吸う人の絶対数は全国的に減ってきていると思うがとの質問に、また、増額補正ということは、加熱式たばこに対する課税方法が変わったことが要因であるのか、また、さらに、東近江市では、差し押さえた物件を競売にかけているが当町では実施していないとのことであるが、財政の硬直化を招かないためにも自主財源の確保は大切であり、今後、競売の予定はあるのか、また、税の差押えは何件あるのかとの質問に対し、税務課主任より、たばこ税は、近年全国的に紙巻きたばこの販売数量は減少し、税率が低い加熱式たばこの消費量が増えている、当初の見込みより増えたため今回増額補正しているとの答弁でした。また、税務課長からは、競売のほかに公売があり、自治体では公売により、税収の確保や納税の公平性を図っているため、公売の観点から説明すると、令和2年頃に車のオークション公売を実施している、今後、滞納者と納税交渉を行う中で悪質と判断した場合は、県の税政課に設置されている地方税徴収対策室と共同して取り組んでいきたいとのことでした。また、差押え件数については、令和6年度の決算時点で、預金が7件、給与・年金が9件、所得税の還付金が14件、不動産が9件となっている、また、令和7年度については現在、預金が新規で8件、給与・年金が7件、令和6年度からの継続が6件との答弁でした。

また、別の委員より、人事管理事業で238万6,000円計上されている、また、給与

費明細書の一般職の総括では、補正前と補正後で比較した給与費や通勤手当の額が記載されているが、今回の給与に関する条例改正を加味したものなのか、関連を伺いたいとの質問に、総務課課長補佐より、人事管理事業の増額補正は、委託料として令和8年度の人事・給与システムの機器更新の費用であり、給与費明細書については給与に関する条例改正を加味した金額となっている、また、今回の補正予算は、給与改定に加えて、4月の定期人事異動や、途中退職、育児休業等も含めて差し引いた形となっているとの答弁でした。

また、同委員より、質疑のときに、会計年度任用職員の給与は扶養等の関係から4月に遡り支給しないとの答弁であったが、正規職員は遡及して支給されるが、一緒に働く者としてその辺りはどうかとの質問に、総務課課長補佐より、会計年度任用職員は300名以上おり、様々な思いを持って多様な働き方をしている、昨年度に給与改定を行った際には、配偶者の社会保険の扶養の範囲内で働きたいと考えている職員もおられるため、給与改定後に勤務日数や時間を減らすなど働き方を見直す職員がいた、このため、会計年度任用職員については、年度途中は雇用条件を変えず、安定して働いていただくため年度途中の給与改定は行わず、翌年度に行うように改めているとの答弁でした。

同委員より、民間企業の給与が4月に上がり、国はその動向を見て、公務員の給与を人事院勧告で遡及して反映しているが、民間企業に従うのであれば遡及すべきではないか、また、通勤手当についても、正規職員は改定されるが会計年度任用職員は遡及されないのかとの質問に対し、副町長より、これまで町では、人事院勧告に沿って給料表を改定してきた、給料表は職務に応じたものであり、会計年度任用職員の職務は給料表の1級や2級の職務に類似するものが多いことからこれらの級を用いてきた、しかし、昨年度の人事院勧告では、若年層の給料の大幅引上げのため、1級や2級を10パーセント以上と大幅に引き上げられた、職務でなく年齢に重点を置いた人事院勧告と、国の職務に基づく給与制度自体に乖離が生じた、それでも当町では人事院勧告を尊重し、大幅な引上げを行ったが、本来1年ごとの雇用条件であるのに、急に条件を変えたことにより現場が混乱したため、今回から遡及しない形を取っているとの答弁でした。

別の委員より、予防接種事業について質問があり、带状疱疹の予防注射に伴う減額補正の説明があったが、この減額は補助金が出るといった周知が不足していると考えられるかどうかとの質問に、福祉保健課長より、带状疱疹については、当初予算の編成時には定期接種の情報がまだ不確実であったため、接種された方に一部費用を助成する形で扶助費を計上した、その後、4月から定期接種となり、医療機関に委託料として支払いをする形に変わったため、扶助費で計上した予算額を委託料に組み替えて予算計上しているとの答弁でした。

また、同委員より、現在インフルエンザが蔓延しているが、このインフルエンザの予防接種者数を教えてほしいとの質問に、福祉保健課長より、インフルエンザの予防接種については10月から始まっており、町で把握している接種者の数は65歳以上の高齢者だけでも3,000人余りいるとの答弁でした。

別の委員より、ふるさと応援寄附事業について、中間事業者の変更等に伴い、最終的に増額補正となっている、また、寄附金の増額を見込み、まちづくり応援基金積立金についても増額補正としているが、去年は当初の見込みより少なかったため、ふるさと納税は流動的なものとするが、今年寄附金が増えた要因は何かとの質問に、産業建設主監より、これまで日野町の特産品の品目が少なかった課題に対し、現地に赴き、生産者等と相談して、品目を増やすことを得意とする中間事業者に委託を変更した、これにより、去年の220件から品目が2倍に増えたことが、寄附金が増えた要因と考えている、また、様々な現地決済型やクラウドファンディング型の応援寄附を導入したほか、中間事業者による検索連動型広告宣伝も寄附が増えた要因と考えているとの答弁でした。

ほかに質疑はないか尋ねたところ質疑はなく、討論に入り、討論なく、討論を終わり採決に入りました。

議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決決定することについて賛成の委員の起立を求めたところ、起立全員でありましたので、議第88号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託になった案件の審査を終了し、本委員会の委員長報告は私の責任において報告することについて異議がないか確認したところ異議なしとの声を頂きましたので、本委員会の委員長報告は私の責任において報告することとなり、午前10時49分、町長から挨拶を頂き、本委員会を閉会しました。

以上をもって予算決算特別委員会の報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、私のほうからは、令和7年12月定例会議の議会広報常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

それでは、12月定例会議における議会広報常任委員会について報告をいたします。

去る12月8日に議会広報常任委員会を開催しました。出席は、7名の委員全員と事務局、オブザーバーに議長として出席を頂き、今回は、2月発行予定の議会だより第34号の編集体制を中心に、幾つかのポイントについて議論をしました。

議会だよりについては、今号も全24ページの構成、前号の第33号で、より住民の皆さんに読んでいただきやすい紙面を意識し、大きく構成を変えた委員会報告ペー

ジの振り返り、そして、各市町村の特色が表れる議会広報紙でポイントとなる特集ページについても、今回も議員が直接住民さんにお話を伺うインタビュー形式での構成としました。引き続き定期的な編集会議を重ね、委員、事務局で協力をしながら、住民目線の紙面づくりを目指していくことを確認しました。

そのほか、令和8年2月8日日曜日に、この役場4階フロアを会場に、住民の皆様を対象とし開催する日野町議会70周年記念事業「ギカイへ行こう！！」についての進捗状況、年明け1月中旬から日野町立図書館展示スペースをお借りして進めていく議会PR企画についても確認を行いました。引き続き、広報研修や勉強会の実施を通じて議論を深め、積極的な広報活動を展開していきます。

以上、令和7年12月定例会議議会広報常任委員会の報告とします。

議長（杉浦和人君） 次に、地域振興対策特別委員長 3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それでは、地域振興対策特別委員会の委員長報告を行います。

今回は2回の委員会について報告いたします。

まず、12月9日12時58分から開催された地域振興対策特別委員会では、錦戸副委員長とオブザーバーの杉浦議長が欠席で12人の委員に加え、地方公共団体政策支援機構の渡辺氏陪席の下、日野町が直面する人口減少問題、とりわけ若年層の転出超過に対する政策提言に向け議論をしました。

本委員会のこれまでの調査により、日野町では、19歳から29歳の若年層、特に女性の転出が顕著であることが浮き彫りになっています。その主な要因は、進学や就職といったライフステージの変化に加え、結婚や出産を機に、よりよい子育て環境や住環境を求めて町外へ流出するケースが増加している点にあります。

これまでは、実施してきた移住・定住促進政策については必ずしも十分な成果を上げているとは言えず、計画の根幹から見直す必要性が全委員の共通認識となりました。

今回の議論では、単なる数字の分析にとどまらず、住民の心理や社会構造にまで踏み込んだ分析をしました。

若者が地域に定着していない理由として、事務系専門職、いわゆるホワイトカラー職種の雇用機会の不足、賃貸物件や住宅選択肢の限定、さらには、地域の伝統的なコミュニティにおいて、若者が活動の主役になりにくい、閉塞感などが指摘されました。特に、女性の視点に立ったとき、働きやすさやキャリア支援の欠如が町の未来を左右する課題として共有されました。

これらの課題を解決するために、委員会として、以下の4つの柱を軸に政策を具体化していくことで合意しました。

1つ目は、働きやすい環境づくり、地元企業と連携した雇用創出と女性のキャリア形成支援、2つ目は、子育てや家族へのサポート、相談窓口の拡充や、親世代も

含めた支援体制の整備、3つ目が、多世代が住みやすい住環境、住宅取得支援や住環境の抜本的な改善、4つ目が、魅力ある地域コミュニティ、しがらみを解消し、多世代が誇りを持てる文化資源の活用をしていくと。

今後は、具体的な事業を急いで決定するのではなく、まずは、なぜ町を出るのか、何があればとどまるのかという実態を正確に把握するため、転出者や若年夫婦を対象とした広聴を実施していく予定です。

また、執行側の現行政策との比較検討や他自治体の先進事例調査を進めていく方針です。

終わりに、陪席した渡辺氏からは、議論の焦点がハード面からソフト面へと深化している、現在は産みの苦しみの時期ではありますが、ここで丁寧な調査と議論を積み重ねることが、5年10年先を見据えた住みやすい日野町の実現に向けた確かな一歩となりますとアドバイスを頂き、14時31分に会議を閉じました。

また、12月17日8時55分に始まった地域振興対策特別委員会では、委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が出席、執行側からは、堀江町長、安田副町長、河野政策監や、担当課長、担当職員の方が出席し、今までの委員会の内容も踏まえ、執行側から、現状や歴史把握のため、調査研究として企業誘致と移住政策についてそれぞれ説明を受け、その後、自由討議をし、協議を通じ、企業誘致と移住政策についての連動について議論をしました。

企業誘致に関しては、議論の中で、各委員からは、企業向け奨励金だけではなく、従業員個人が日野町に住むメリット、例えば税制優遇や住宅支援をパッケージ化し、就職先としての魅力を高めるべきだという意見や、工業団地の開発による渋滞悪化が深刻な懸念材料で、企業と連携した迅速な道路整備とアクセス改善が不可欠であるという意見、企業の地域貢献活動CRSと町の課題をマッチングさせ、官民連携を強化する必要があるという提案など、活発なやり取りがありました。

移住政策に関しては、移住・定住セミナー相談者の分析が不十分であり、ターゲットを設定するなど、マーケティング視点を持って取り組むべきとの指摘や、様々な企業と連携した特色ある住宅地政策もできるのではないかとの提案、住居だけではなく、事業物件を町外の方とマッチングして事業所を誘致する取組も必要であるとの提案がありました。

最後に、町長からは、島根県海士町の事例を引き合いに、完全な定住だけではなく、一定期間滞在する、多拠点で活動するといった関係人口のシェアも大切ではあるが、地方自治体が連携して関係人口をシェアするなどして、町がにぎわうことに貢献してもらえる新たな関係人口を創出する仕組みづくりとして、働く場所や住む場所を確保するなどにも取り組んでいきたいと考えているとの考えが示され、11時54分に委員会を閉じました。

以上で、2回の地域振興対策特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、議会力向上特別委員長 8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、令和7年日野町議会第4回定例会12月定例会議における議会力向上特別委員会の委員長報告を行います。

本特別委員会は12月17日午後1時57分から始め、委員長の私、山本および谷口副委員長、そして委員全員が出席し、オブザーバーとして杉浦議長に同席いただきました。

議会力向上特別委員会は、付託案件のない、調査研究、協議をしていくことの委員会となっており、議員間討議を積極的に行い、日野町議会の活性化をより図っていくための委員会でございます。今回も、日野町議会の課題を解決していくこと、政策提言に向けて私たちの議会力を向上させていくことなどを目的に意見交換を行いました。

まず、日野町議会の課題を解決していくことについて、1つ目、議員定数14名の議論を深めることは、各委員より、成り手不足の課題解消のために定数を議論するのではなく、地域の声をどう聞くかを考えて定数14名がどうなのかを考えるべきである、定数は14名で、これ以上議論する必要はない、議会報告会をうまく使って議会について知ってもらったり、興味のある方は質問に答えるなどを考えていくべきである、成り手不足の解消をするための動きは、本来は選挙管理委員会がやるべきものであるため、我々が直接的に働きかける問題ではない、町の監視をしながら政策提言をしていこうと思うと、現在の定数は適切であると考えなどの意見が出ました。

これらの意見を踏まえ、議員定数は現状の14名でいくことをみんなで確認いたしました。

2つ目、議員の成り手不足改善に向けては、報酬審議会答申の付帯意見の中で、継続して検討を進めることが必要と書かれている、議会の動きを定期的に報告する姿勢が大事である、また、女性が議員になって働きやすい環境になっているかどうか、また、議員間討議をしているところをネットで見てもらい、その様子を感じてもらうのもよいのではないか、定数割れや無投票になったとしても、住民が決めた結果であるため割り切るべき、成り手不足解消のための具体的な話を進めてはどうか、会議や研修を受けている内容を住民の方に知ってもらうのがよいなど。

議長からは、厚生年金への議員の加入を求めることについて、全国都道府県議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会で要望を行った、身分保障が確立できるよう、それぞれが動いていくことも大事であるとコメントを頂きました。

議員の成り手不足の改善は、議員間討議や研修をしているところを十分に見てもらって、女性にとっても働きやすい環境をつくっていくこと、議員の厚生年金のこ

となど、また、報酬審議会には、定期的に議会活動を報告することも含め、議会の活発な動きを知ってもらう活動をしていこうと議論を深めていきました。

3つ目、議会報告会の取組については、7地区で報告会を開催していくことを既に決定しており、意見としては、テーマを決めて議員間討議をしているところをまず見ていただき、次に住民の皆さんも交えて意見交換をすると、意見が多く出てくるのではないかと、住民と交流するという目的だけではなく、今受けている地方公共団体政策支援機構の研修とリンクしたものにしたなどの意見が出され、議場を使っただけの体験や報告は2月8日の議会70周年記念事業で行うことを予定していることを皆で共有しました。

この2月8日を皮切りに7地区を回る計画を正副委員長で立案し、各委員に報告していくことといたします。

4つ目、日野町議会業務継続計画の見直しについても、見直し案を正副委員長で立案し、各委員に報告していくことといたします。

次に、政策提言に向けて、私たちの議会力を向上させることについて、地方公共団体政策支援機構渡辺氏の研修会を振り返って、議会力の向上、それぞれ各議員のレベルアップにつながってきていることをみんなで確認し、また、さらに話し合いを行っていきました。

今回は3月4日もしくは5日が開催候補日になること、午前中は議会力向上特別委員会、午後は地域振興対策特別委員会に陪席で入っていただき進めていきますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

次に、組織・団体との意見交換会は、総務常任委員会では公民館館長・副館長との意見交換会を2月12日か13日の昼間に、二十歳のつどい実行委員会との意見交換会を2月までに、産業建設常任委員会では、農業委員会との意見交換会を1月下旬から2月上旬、厚生常任委員会では、社会福祉協議会との懇談会を、今後日程調整を進めていくこと、各委員長より報告を頂きました。よろしくお願いたします。

続いて、今年度の視察研修の候補地について意見交換をしました。

宮城県蔵王町、女性議員が非常に増えているということ、石川県珠洲市、防災対策、会津若松市、これは政策評価をしっかりとされているところの提案がございました。いずれもちょっと遠方ですので、議長より、日帰りで立候補者が多い議会を視察に行ってはどうかとのコメントを賜り、正副委員長で視察先を検討していくことになりました。

続いて、12月定例会議を振り返ってでは、一般質問は振り返りではなく事前にするほうがよいとの意見が多数出ました。事前でも通告前にしてはどうかという意見もあり、また、質疑においての事前協議も必要ではないかとの意見が出されました。今後皆さんで協議していきたいと考えています。

その他の事項では、委員会等で執行側から提出される資料について、現状の課題と、課題を解決するための考察、どのような成果を見込んでいた事業であるか、残した課題は何か、次のアクションプログラムはどう考えているかなど分かるような資料を依頼していただきたい、そうすることで、テーマを絞って本質に入っていくのではないかと、そのような意見が出ました。

また、今、地方公共団体政策支援機構から学んでいるKGI、キー・ゴール・インディケーターについて、日野町環境基本計画の概要版を見てみると指標がしっかりとあったことを報告させていただき、このようなKGIの指標の構築を進めていくこと、現在、執行部のほうに話を進めていることを共有させていただきました。

最後に、総務常任委員長より、今日12月23日の議会閉会后に地震の避難訓練を行うことを皆で確認いたしました。

終始活発な議論、意見交換の場になったことを申し添え、午後4時17分に閉会いたしました。

これで、令和7年日野町議会第4回定例会12月定例会議における議会力向上特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして、各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会の委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

総務常任委員会では賛成可決されたものでございます。私は総務常任委員会の委員ではございませんでしたので質疑をしたいと考えております。

議第85号は、本当にこのようなことを、後で話させていただきますが、執行側が働く職員に対して実施してよいものなのか、総務常任委員会で十分な説明が受けられていたのかとの思いがございました。

私が考える問題点としましては、今回の人事院勧告による、給与、期末手当、通勤手当の改定が行われ、日野町職員の正規職員の方には、4月に遡り、増額差額分をする支給するものでありますが、今回の条例の日野町会計年度任用職員の方々には、遡りの支給はされない、しないというものです。

今回の遡りはしないというものに対しては、日野町は、昨年度、令和6年度は遡及の実施をされております。今回、令和7年度は遡及しないということを言われました。なぜ6年度はして令和7年度はやらないのかというところがまず1つ目の大きな問題点と思っています。

そして、何よりも、もう1つ大きな問題点としてちょっと分かったことがございます。今回、この条例で、第29条、本文条例に、今の遡及のことを、給与条例等の準用等の適用として追加されていることです。この条文のままでも可決決定してしまうと、来年度以降は、会計年度任用職員の遡及は、議会に提案する必要がなくなり、地方自治法204条第3項の給与は条例で定めること、ひいては議会のチェック機能について、毎年審議がなくなるということでもあります。

公務員の給与の透明性と民主的なコントロールを担保するための重要な仕組みが、議会の審議がされなくなってしまうということが、今回新たに問題点として浮かび上がりました。

このようなことが、総務常任委員会で、話題に上がるといいでしょうか、審議されてきたのかという点をお伺いしたいと思います。

先ほど総務常任委員長より、委員長報告の中で、それぞれ今回のしなかった理由を述べていただきました。私がこれからお聞きしたいのは、踏み込んでここまで質問されたかという点でございます。

まず、今回の人事院勧告の件で、令和7年11月11日に総務副大臣から、各都道府県知事、都道府県議会議長にも、地方公務員の給与改定等に関する取扱いとしての通達文書が流れています。会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することと記載されています。国を挙げて、公務員の給与を上げ、会計年度任用職員も正規職員と同様の処置を、これは遡及も含めた処置をしていく改善は大切であり、こういったことが町の説明のところから出てきたのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

先ほど言いました条例の件です。29条を追加したという根拠はどこにあったのか、そういう説明がなされたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、要は、当局が今回遡及をしていかないという理由の中に、職務の級、号級が、若いところに、前回、手厚くしたということで、過度の影響が出てきたということですが、会計年度任用職員にどのような影響を及ぼしてきたのかということも説明がなされていたのかどうか。

それから、年度当初の雇用契約条件で、期間内の条件変更はしないというふうなお話でしたが、これは昨年度やりましたから今年はやらないという理由にはならないと思いますので、そういうような議論があったかどうか。

あと、会計年度任用職員さんが300人おられます。今回の説明で、質疑の答弁であった、社会保険の扶養控除が外れることで働き控えの調整が入って勤務者のシフトに影響が出る、そのような方がまずどれだけいたのかということのお話があったかどうかとか、他市町の動向、先ほどもちょっとありましたけども、予算決算特別

委員会でも報告がありましたけども、半分半分やということの答弁であったが、その内容は報告されてきたのかどうか、そういうところが総務常任委員会で議論されてきたかどうかというのをお聞かせいただければありがたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する総務常任委員長の答弁を求めます。

総務常任委員長。

12番（中西佳子君） それではご答弁をさせていただきますが、たくさんご質問いただいたので少し漏れるかも分かりませんがご了承いただきたいと思います。

この議案につきましては、質疑でも行われました。そして、先ほど予算委員長も報告されましたが予算決算特別委員会でも質問されて、執行側からの説明もございました。それは2つとも全員が参加しているところでございますので、皆さんお聞きのことだと思います。

総務常任委員会に出席をされていなかった山本議員からのそれ以外のことだと思うんですけども、先ほどご報告をさせていただきましたが、同じようなことにはなるとは思うんですけども、昨年、年度途中で給与関係の条件を見直すことになった方は6名、そして、令和6年度と7年度で、配偶者の扶養から外れて働くという選択をされ、役場の健康保険に加入された方が15名というようなご報告もございました。そのような形で、全てを総務課が把握しているわけではないというようなご答弁もあったわけですが、そういう方もおられたというようなこともおっしゃいました。それで、300人おられる方を一人ひとり聞くということはなかなか難しいですが、そのようなこともおっしゃいました。

それと、昨年そのような状況の中で給料がかなり改正されて、働き方を変えなければいけないような方が出て混乱したというようなご答弁、予算決算特別委員会の委員長がおっしゃいましたけど、そういうようなこともあってこのようなことがあったのではないかなというふうにみんな理解をしていたというふうに思います。

昨年、6年度を遡及されて、なぜ7年度はされないのかというところでございますが、それはやっぱり昨年度のことありまして、給料を上げないわけではないというところですね、今回も。遡及しないというところが、皆さん、なぜというところで引っかかっておられるんだと思いますけれど、給料改正は行うというところでございますので、やっぱり上がるんだと思うんですね。そのときに、昨年度も混乱されるところがあったので、7年度はそういうところもあるということで、今の時点ではこれが最良というようなことをご判断を頂いたというふうに私は理解をいたしました。

29条に書かれた条文というところですけども、会計年度任用職員さんは基本1

年の契約だと思えます。また来年度も更新されるのが普通なんですけれども、そのところで、一応ここにうたっているけれども、来年度はそのままいくかも分からないですけれども、やっぱり遡及が必要ということになったら、改正、改定ということも、私たちも議員提案でもできますし、そういうことも議員としてはこの状況を見て判断していくべきではないかというふうに思います。

あと、今回人事院勧告でこのようなことがうたわれているということでございましたけれども、人事院勧告どおりに全ての市町がしなければいけないということではないと思います。市町の裁量もありますし、会計年度任用職員さんの数とか、様々な状況がありますし、会計年度任用職員さんの働き方、今のように正規職員と同じような時間帯で働くように変えられた方もあるし、もう少し減らそうと思われた方もあったのではないかなというふうに思いますので、そのとおりではないということ町としてはご判断されたということだと私は認識いたしました。そういう思いで、働く方の代表の方がおられるというふうに思いますので、その方たちにも、このようにいろんな討議をしながら何とか納得していただいたというのが今の状況ではないかなというふうに判断をいたしました。

委員の方たちもそういうところを鑑みて賛成が多数というご判断をされたというふうに思っております。

何か抜けましたでしょうか。

8番（山本秀喜君） 他市町の状況。

12番（中西佳子君） 他市町の状況は、そのとき質疑でご答弁をされました。一応答弁のほうでも調査をいたしましたということでございましたが、そしたらどれだけですかという質問はされませんでした。そのとき半々という答弁があったのであれば大体そのようにみんな思ったのではないかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今の人事院勧告による通達の話ですが、今回、民間も、ここ近年、二、三年ぐらい前からもう賃上げのムードで、どこの企業も大幅な賃上げをしているという機運が高まっていることは理解を皆さんがしていると思います。そういうことも踏まえて、そのような条件の中で、民間は必ず4月から賃金が上がっていますから、今の公務員の遡及措置、要は9月ぐらいに、確定が例年9月から10月、秋頃になるわけなんです。その後このようにして条例改正として進むものがあったら12月になるわけですね。民間と同じように、4月からの賃金、期末手当の改正と捉えるなら、増額差額分を4月に遡って支給することは正しい選択ではないかなと、そのように思っているわけで、そういう中で議論はあったのかなと今の時点

では思わせていただきました。

ただ、行政側には遡及のところが十分理解できていないのかなというところを感じさせてもらいました。答弁は結構でございます。

他市町の状況なんですが、総務常任委員会が終わった後、実は昨日、明らかになりまして、滋賀県の日野町を除く5町は、令和6年度、令和7年度も遡及をしているということが分かりました。県下、あと13、市があるわけなんですけど、市で令和6年度、7年度も遡及しているのは、8つの市が遡及していることが分かりました。令和6年度実施していなくて令和7年度に遡及しているのが1つの市。そのことを考えてみると、遡及しない市は4つあるということが分かりました。令和7年度やらないというのは前からやらないというふうに捉えていいと思います。

日野町は、先ほども言いましたように、6年度遡及しておいて令和7年度遡及しない。いわゆる正規職員と同様に遡及していこうとすることに逆行する扱いは県下で日野町だけやということが分かりました。

議長（杉浦和人君） 山本さん、執行部に質問は……。

8番（山本秀喜君） 結構です。そういうことが分かりましたので情報共有をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についておよび議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、両議案を可決すべしと決した総務常任委員長報告に反対の立場で討論を行います。

両議案は関連がございますので一括して反対理由を述べます。

論旨の関係上、議第85号の反対理由を先に述べます。

議第85号は、会計年度任用職員の給与に係る条例改正であります。

日野町の職員構成は、今、正規職員よりも会計年度任用職員のほうが多く、300人を超える方が不安定な立場にいらっしゃいます。本来正規職として採用されるべき仕事内容にもかかわらず、会計年度任用職員として勤務しておられる方が少なくありません。これらの方は、一部の方を除いて、ほとんど給与そのものが正規職よ

り低く抑えられていて、同一労働同一賃金の原則に反する状態であります。

そうした給与状況の上に、今年度はこの条例に給与条例等の準用等の適用という第29条が新設をされ、その3項に、条例の改正により、当該年度の4月1日に遡って適用される規定については、これを適用しないという条文が新たに加われました。

一般の住民さんには分かりにくいかもしれませんが、本来、労使交渉でなされるべき賃金改定が、公務員はスト権を奪われているため、人事院勧告という形で行われてきました。人事院は、春闘などによって民間企業のベースアップがほぼ確定した時期に、国家公務員と民間の給与較差を示して、その年度の給与表を提示します。それを基に県の人事委員会が県や市町の職員の給与表を示しますが、それが改定されるのは例年秋頃になります。ところが、較差は4月1日時点のものとして計算されていますので、議会の議決を経た後、その年度の給与月額は4月に遡って適用され、既に支給された各月の給料との差額分が追加支給されます。行政用語ではこれを遡及と呼んで、正規職の給与やボーナスにはその分が反映をされています。

会計年度任用職員についても、昨年度までは給与改定表が4月に遡って実施され、差額支給が行われていました。ところが、今回の条例改正では、さきに申し上げましたように、遡及しないという第29条3項が新設されました。質疑の中でその理由をたどりましたところ、総務主監は、会計年度任用職員には、給与が上がることによって扶養控除の課税限度額を超える方がいらっしゃるって、契約時の給与を適用する、このことがふさわしいのだという、その意味の説明をされました。

そういう方がいらっしゃるであろうことをもちろん否定はしません。先ほど、具体的な数字を挙げておられました。ところが、それでも分かりますように、圧倒的多数の会計年度任用職員の方は、改定給与表の4月実施を望んでおられるのではないかと、そう考えられます。また、影響のある方についてはその方への対応もできるはずですよ。

今回の給与改定にあたって国でも、先ほど山本議員もおっしゃったように、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」と題する令和7年11月11日付の通知の中で総務副大臣が、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することと述べておられます。したがって、全国でも約3分の2の自治体、県下でも約4分の3の市町、先ほど山本議員が、日野町以外の5町は全て遡及しているという話がありましたが、会計年度任用職員の給与も4月1日に遡及をすることになっています。とりわけ当町においては、昨年度までは会計年度任用職員も遡及していたのです。それを、国の通知にも反して、まさに改悪しようとする本条例の制定には、私は反対をいたします。

ただし、もちろん、言うまでもなく私は、給与改定に反対をするものではありません。

せんので、当局が速やかに、従来どおり4月遡及に戻る内容を再提出していただければ、それを求めるものであります。したがってこの議案に対する反対をしているわけですが、議員の皆さんのご支持をお願いいたします。

続きまして、議第83号に移ります。

特別職の給与は、一般職の給与と異なって、生活給的な要素を考慮せず、職務の特殊性に応じた当該職務に対する一切の給付を含めた対価であるとする考え方があります。そのことも視野に置いて、今回は給料月額のみならず、12月分の期末手当の支給率のアップだけが行われていることとなります。

しかし、議第85号、会計年度職との関連で申し上げれば、会計年度任用職員は、さきに申しましたように、給料月額も期末・勤勉手当も全て現行のままです。会計年度職の待遇改善が事実上先送りされている下にあっては、町民の代表としての特別職の期末手当支給率の改正も見送るべきだと考えます。

一般職公務員よりもさらに低い賃金に置かれている労働者の待遇改善や最低賃金の大幅アップが喫緊の課題になっている状況を見るにつけ、町民の代表としての特別職の給与引上げは見送るべきだと思います。

最低賃金を1,500円に引き上げ、全ての分野の賃金を底上げし、特別職の給与も喜んで上げられるように頑張りたいと思います。

よって、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

2番、福永晃仁君。

2番（福永晃仁君） それでは、私からは先ほどの総務常任委員長の報告に賛成の立場で意思のほうを示させていただきたいというふうに思っております。

先ほど加藤議員のほうから、反対という立場でいろいろご指摘、それから問題点を抽出いただきました。基本的には私も同じような考えである、事実と議論を踏まえてということで、あらゆる働く方が同じような立場で同じような賃金で働けるのがよりよい社会だというのは大前提として持っています。しかしながら、今回の議第85号、特に29条の3項にある遡及の在り方について大きく議論のポイントというふうになっておりますが、遡及だけを改正する議案ではないというのが、私、前提として思っております。当然令和8年度の給与のベースアップ等も含めた議案の改正案が出ておりますので、そういったことも踏まえて少し思いを伝えさせていただきたいと思っております。

今年度も人事院勧告を通じて給与改定の条例が出ております。基本的に、当町の、日野町のスタンスは、勧告に準拠した対応という形で、基本的には人事院勧告に従いながら、しかしながら、先ほど、同じようなところで、11月11日付で総務副大臣

からの給与等に関する取扱いについてのお話がありました。この中で、基本的には会計年度任用職員さんに対する文言がついています。給与水準については、地域の実情等を踏まえ、これは各自治体の財政も含めてです、踏まえ、常任職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについては、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することというふうに書いております。

こういった部分で、基本をどういうふうに見るかというところで、この間ありました、また令和8年度の予算編成がもう始まっております、こういった中で、今、町がどういう状況にあるのかということ踏まえ、この議案が滞ってしまうと、令和8年度の、まず給与のベースアップの議論が大きく止まってしまうということ、それから、各市町に一定の裁量を加えられているというところで、当町はその一定の裁量の中で全体最適を見ながらやってきた町だというふうなところを私は思っております。

それから、全体を踏まえて、職員組合の方の交渉のお話がありました。当然、職員組合、一般企業で言う労働組合は、働く人全体を代表する組織であります。会計年度任用職員さんに関しては、組合に属しておらず、非組合員ということは前提としてありますが、その方も含めて団体交渉に臨むというのは、労働組合のほうからもお聞きしているところでございます。

最終的に、収入や所得、生活に直結する非常に大切な議論であるというふうに、重い議論であるとは思っております。しかしながら、大きな、たくさんの要求項目がある中で、遡及、それから遡るということだけに固着をしまして視野が狭くなると、働く人の権利や保障、それから環境整備などが逆に滞ってしまうのではないかなというふうな危惧をしております。

私も労働組合を10年ほど企業でやっておりました。恐らくそういった労使協議を踏まえた上で、全体最適を意識された結果であると判断し、一般財源の状況も含めて、私のほうは、この議案、委員長報告の賛成のとおりということで私は思っておりますので、そういった思いを述べさせていただきました。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

—な —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についておよび議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論がございました。

お諮りいたします。ただいま、議第83号、議第85号を除く、議第76号から議第82号までおよび議第84号ならびに議第86号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか14件）については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第76号から議第82号までおよび議第84号ならびに議第86号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか14件）については原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第76号から議第82号までおよび議第84号ならびに議第86号から議第92号まで（日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業公園）の指定管理者の指定についてほか14件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） 起立多数であります。ご着席下さい。

よって、議第83号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 12時53分－

－再開 13時45分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩中に、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議が山本議員から提出されました。

この際、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議についてを日程に追加し、日程第2を直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第2 議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議について議題といたします。

付帯決議の内容については、お手元に印刷配付のとおりであります。

8番、山本秀喜君から、提出者の提案理由の説明を求めます。

山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、私のほうから提案をさせていただきます。

朗読をもって提案に代えさせていただきますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議案。

今回の改正後には第29条第3項が追加される。追加されることで、来年以降は会計年度任用職員の「当該年度の4月1日に遡って適用される規定については、これを適用しない」との条文は、地方自治法第204条第3項の「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」との議会のチェック機能について、毎年審議ができなくなる。

今回改正された上記の内容を十分に考慮されたい。

また、会計年度任用職員の給与（遡及を含める）は、正規職員と同様の措置を講じていくこと。また、必要な予算措置を強く求める。

以上、決議する。

令和7年12月23日、滋賀県蒲生郡日野町議会。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第2 議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第85号、日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 議第93号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）についてを議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第93号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）、本案は、町道西大路鎌掛線の用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号および日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

上程した土地は日野町大字西大路地先の土地で、日野町大字西大路字脇川原2335番1ほか49筆、面積3万7,364.79平方メートルを9,600万8,982円で取得するもので、契約の相手方は35名でございます。

財産取得の内容は、取得する土地一覧および参考資料のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様におかれましては委員会室のほうへ適宜お集まりを頂きたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 1 3 時 5 0 分－

－再開 1 4 時 0 7 分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第93号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）について、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

議第93号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第93号、財産の取得について（町道西大路鎌掛線用地）は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり議員派遣をいたしたいと思っております。

なお、派遣変更および緊急を要する派遣の場合は議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了し、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会議におきましては、一般会計・特別会計補正予算をはじめ、条例の改正などにつきまして慎重なるご審議を賜り、全議案可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、令和6年度の各会計決算につきましても認定を頂きました。誠にありがとうございました。

さて、12月定例会議開会後の日野町の出来事でございますが、12月3日には、近江日野商人のご縁で一昨年から交流をしております埼玉県秩父市の秩父夜祭に出席をさせていただきました。秩父市の清野市長様をはじめ、秩父郡横瀬町、小鹿野町、皆野町の町長様とも懇談の機会を頂きました。また、昨年につき、祭りばやしの関係でも、秩父と日野の交流も頂いていると伺っております。引き続き官民それぞれで先人のご縁を大切にしていまいりたいと考えております。

行事、イベントとしては、12月6日にブルーメの丘にて、町村合併70周年記念事業として滋賀県最大級のスカイランタンフェス、翌7日には、日野町連合青年会主催の、恒例の町民駅伝大会、21日には、環境基本計画策定記念「ひのの環フェスタ」を開催いただきました。各関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

要望活動といたしましては、12月10日に、議長と共に、町道西大路鎌掛線の要望のため、金子国土交通大臣に直接要望に伺い、地方行政の現状を訴えてまいりました。今後も精力的に活動していまいりたいと考えております。

農業分野におきましては、12月14日に町村合併70周年記念事業「近江の伝統野菜サミット」が開催されました。講師の江頭宏昌先生や同志社大学の皆さんの取組発表、その後のグループワークなど、いずれも大変素晴らしい内容でありました。日野菜はもちろん、各地の伝統野菜の継承や発展について考える大変貴重な機会となりました。このサミットが今後も引き継がれていく必要性を強く感じたところでございます。

12月18日には、大阪府泉大津市と、農業を通じた連携による持続可能なまちづくりなど4項目にわたる農業連携協定を締結させていただきました。このことは、離農や規模縮小、農業の後継者不足などの課題に対し、消費地である都市部と連携することにより、農家の収入向上や安定化につなげる目的がございます。まずは泉大津市の学校給食や子育て支援での取組にご活用いただくところからスタートしてまいりたいと考えております。

年末年始の主な行事予定でございます。

12月29、30には、日野町消防団の皆様による年末特別警戒が実施をされます。この時期になりますと、空気が乾燥する上、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火の元の取扱いには十分お気をつけを頂きたいと考えております。

年明け1月5日には新年挨拶の会、11日午前には日野町二十歳のつどい、いずれもわたむきホール虹で開催をされます。11日の午後には、滋賀県消防協会日野支部消防出初式が日野公民館で行われます。

さて、来年のえとはうま年でございます。うま年は、躍動、成功、勝負運を象徴し、力強く前進する年とされ、大変縁起のいい年とも言われます。時代の変化に対応しながら、町民の皆様、議員の皆様と力を合わせて、みんなが元気に活動できる1年にできればと考えております。

今年も残すところあと僅かとなってまいりました。議員の皆様方には、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますとともに、来る令和8年がよりよい年となりますことを心からご祈念申し上げまして、令和7年第4回定例会12月定例会議の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） さて、高市内閣発足以降、国会では、ガソリン税の暫定税率廃止や学校給食の無償化、国会議員の定数削減など、議論されていましたが、このような国政の動きほど、地方自治体の運営と財政に大きな影響を及ぼします。そのことから、12月10日には町長と共に国土交通省に出向き、金子国土交通大臣に面談し、町道西大路鎌掛線の早期完成に向けた要望活動を行い、大臣には地方の状況に深いご理解を頂きました。今後も、我々地方の住民生活にしっかりと目を向けた政治を遂行するよう、国政にも求めてまいりたいと思っております。

さて、令和7年も残すところあと僅かとなってまいりました。令和6年1月1日には大きな災害をもたらした能登半島地震以降も、日本列島やその近海での大きな地震が頻繁に発生いたしております。災害にはできるだけ予防対策を取っていただきたい、また、令和8年度には災害のない平穏な1年となりますよう、また、皆様方におかれましてもすばらしい飛躍の年となりますよう心からご祈念申し上げたいと思っております。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和7年12月定例会議を終了いたします。
一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでした。

一 散 会 1 4 時 1 5 分 一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 野矢 貴之

署名議員 西澤 正治